

NTT契約社員 雇い止め裁判

雇止めは無効

2017年12月25日、岐阜地方裁判所においてNTT西日本のグループ会社であるNTTマーケティングアクト社から不当な雇い止めを受けた岐阜営業部の契約社員6人が通信労組に加入し、労働契約法上の地位保全と賃金支払いを求め提訴していた裁判で、画期的な全面勝利判決を勝ち取りました。



勝利判決を支援者に知らせる弁護士＝12月25日、岐阜地裁前

客観的合理性・社会的相当性はない

NTTマーケティングアクト社は、2015年に営業形態を光回線の卸販売への転換を理由に、

約5年から12年間も3カ月の反復更新で働いてきた営業担当契約社員に、雇用終了に同意をすれば再就職先を斡旋してやると「同意書」の提出を強要し、提出を拒否した契約社員6人を雇い止めにしました。

契約社員6人は、「この雇い止めは労働契約法19条違反であり雇い止めは無効だ」として、地位確認と賃金支払いを求めた仮処分と本訴訟を岐阜地裁でたたかいました。

判決は、5年以上の反復更新を続けていることで「契約更新の合理的期待があった」と認定し、「雇い止め」には客観的合理性、社会的相当性が無く無効と判断しました。

この判決で、有期雇用であっても合理的理由のない「雇い止め」はできないという判断が示され、無期転換（5年を超えた場合）を前にした「雇い止め」に対し大きな歯止めとなります。



NTT契約社員雇い止め裁判報告集会＝12月25日、岐阜市

働くみんなの要求アンケートの声 パワハラ・セクハラを感じたことがある18.2%

アンケートに寄せられた回答のなかで、「セクハラ・パワハラを感じた」人は、18.2%ありました。その声の一部を紹介します。

- ・パワハラ研修を逆手にとり「これはパワハラではなく、業務指導だ」とわざわざ断ってから言葉の暴力を浴びせる管理者を見たことがある。
- ・不正（ハラスメント）を見過ぎてしている。
- ・年齢差別は即刻やめよ。
- ・サービス残業、持ち帰り残業の実質的な強制が強く会社に失望している。
- ・差別があり、暗い、働きが悪い。
- ・差別理不尽を感じる。常に雇用の心配がある。
- ・専任課長がパワハラし放題で誰も止められない。昇給、昇進、人事、全て個人的な好き嫌いで決めている。
- ・一部の人々がひどすぎる悪口を言っている。
- ・集団による上司いじめ、嫌いな人に対しては必要以上の注意、同じ失敗をしても注意されない人もいる。
- ・契約社員を無視するのは人権侵害？ではないでしょうか。

「セクハラ・パワハラ」は人権侵害です。必ずやめさせることができます。一人で悩まず通信産業本部（通信労組）へご相談ください。

JMITU通信産業本部

〒156-0043東京都世田谷区松原3-41-15NTT松沢別館2F
連絡先03-5355-7931 FAX03-5355-7930 2018年2・3月号外

労働相談ホットライン

労働相談（ホームページからも）
<http://www.tcwu.org/>
tel (03) 5355-7932